

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」  
に対する意見と総務省の考え方

No	意見提出者	意見の概要	総務省の考え方
1	個人A	<p>小電力リピーターの設置には、賛成いたします。</p> <p>但し、昨今のセキュリティ等の観点から現在ソフトバンクモバイルが提供しているような、登録者以外のユーザーが電波のタダ乗りをできる状態になることについては問題があり、意図しないユーザーが使用できないよう改良を施す必要が有るのではないかと考えます。</p> <p>また、携帯電話各社がこの制度を悪用し電力系インターネット会社やCATV局等との協定がされていないのに、リピーターの設置を行うことが横行した場合各事業者の判断で当該通信を遮断する等の措置を講じることを可能にすること、法改正に伴い、自社回線：他社回線の暫定的な制限値を設け設置台数の制限を行うこと、携帯電話事業者が著しくこの規制緩和によりインターネット網のみに依存するようであれば、罰則規定を盛り込む等の措置が必要ではないでしょうか。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。</p> <p>なお、頂いた御要望につきましては、フェムトセル基地局に関する内容と推察されるため、本件省令案等とは直接の関係はないものと思われませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>意見公募対象である「電波法施行規則等の各一部を改正する省令案等」は、通信方式によらない中継増幅を可能とする、「中継を行う無線局」に関する制度を整備するためのものであり、適切な内容であると考えます。</p> <p>当社ではこれまでに、屋内等での携帯電話利用に対するお客様ニーズに応えるため、W-CDMA/HSPA方式や、LTE方式に対応した陸上移動中継局、小電力レピータを導入しております。今回の「中継を行う無線局」の制度化は、将来導入される新たな通信方式に対しても従前と同一の装置で中継増幅を可能とするものであり、新技術の円滑な導入に資するものであると考えます。今後、速やかに上記関係省令等の改正が行われることを希望します。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。</p>
3	KDDI 株式会社	<p>携帯無線通信の中継を行う無線局に関する規則の一部を改正する省令案等につきましては、本改正によって、技術的条件を満たせば通信方式に依存することなく円滑な新技術の導入が可能となるものであるため、賛成いたします。</p>	<p>本件省令案等への賛成意見として承ります。</p>